

(別添)

「協同組合検査実施要項」の一部改正について

令和3年3月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

- 1 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。平成30年6月1日施行）による農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法（以下「農協法等」という。）の一部改正に伴う改正

特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業を営む者について、農協法等の規定に基づき農林水産大臣（金融庁長官と共管）が監督を行うこととなったことに伴い、検査対象者に追加するための改正を行う。

【該当箇所】

本文 第1の(1)、(3)及び(4)、第2の1の(7)、
第3の1の(12)、第3の1の表

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴う改正

附則第13条第5項に規定する事業を行う都道府県農業協同組合中央会（組織変更後連合会）について、検査を実施するための改正を行う。

【該当箇所】

本文 第2の1の(1)

3 系統金融機関向けの総合的な監督指針及び漁業系統信用事業における総合的な監督指針の一部改正に伴う改正

セキュリティ管理について、インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合のセキュリティ対策や外部の決済サービス事業者等との連携に係る着眼点が追加されたことに伴い、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストの検証ポイントに追加するための改正を行う。

【該当箇所】

別添2 預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル

4 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による水産業協同組合法（以下「水協法」という。）の一部改正（令和2年12月1日施行）に伴う改正

- (1) 信用漁業協同組合連合会及び一定規模以上の漁業協同組合について、全国漁業協同組合連合会による監査に代わり、公認会計士による会計監査が義務付けられたこと、また、業務監査は、会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業に包含するとしたことに伴い、検証事項の改正を行う。
- (2) 設立登記事項の変更登記について、水協法第102条第1項の規定が削除されたことに伴い、検証事項の根拠法令を、組合等登記令第3条に変更するための改正を行う。
- (3) 出資一口の金額の減少について、水協法第53条第1項及び第2項に規定する手続が改正されたことに伴い、検証事項を修正するための改正を行う。
- (4) 回転出資金制度について、水協法第19条の2の規定が削除されたことに伴い、検証事項から削除するための改正を行う。

【該当箇所】

- (1) 別添2 預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル
別添4 共済事業実施機関に係る検査マニュアル
- (2)、(3) 別添8 水産業協同組合検査実施要領例
- (4) 別添8 水産業協同組合検査実施要領例
別添9 信用事業を行う協同組合連合会検査実施要領
別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会に係る検査マニュアル

5 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針及び漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の一部改正に伴う改正

(1) 検査の目的等について、組合等が組合員等の社会的・経済的地位の向上に寄与することに加えて、林業所得又は漁業所得の増大に配慮することを追加するための改正を行う。

(2) 役員体制について、理事等の選出にあたり、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること、また、販売担当理事として、販売事業等に実践的能力を有する者を含むことが規定されたことに伴い、着眼事項に追加するための改正を行う。

(3) 役員の見業避止義務について、抵触又はそのおそれがある場合の例が明記されたことに伴い、着眼事項に追加するための改正を行う。

【該当箇所】

- (1) 別添7 森林組合連合会検査実施要領例
- 別添8 水産業協同組合検査実施要領例
- 別添9 信用事業を行う協同組合連合会検査実施要領
- 別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会に係る検査マニュアル
- (2)、(3) 別添7 森林組合連合会検査実施要領例
- 別添8 水産業協同組合検査実施要領例
- 別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会に係る検査マニュアル

6 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針の一部改正に伴う改正

専用契約（組合員が森林組合等の事業の一部を専ら利用すべき旨の契約）について、森林組合法第34条、第109条第2項及び第116条の規定が削除され、独占禁止法の規定に基づく留意事項が規定されたことに伴い、検証のポイントに追加するための改正を行う。

【該当箇所】

- 別添7 森林組合連合会検査実施要領例
- 別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会等に係る検査マニュアル

- 7 漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の一部改正に伴う改正

漁協等が組合員等に対して行う、海面等の利用に係る金銭徴収の合理性に係る検証について、常例検査の対象となったことに伴い、着眼事項に追加するための改正を行う。

【該当箇所】

別添 8 水産業協同組合検査実施要領例

別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会に係る検査マニュアル

- 8 共済事業向けの総合的な監督指針及び漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正に伴う改正

利用者の意向把握について、具体的な意向把握のプロセスが例示されたことに伴い、共済契約推進管理態勢の確認検査用チェックリストの検証ポイントに追加するための改正を行う。

【該当箇所】

別添 4 共済事業実施機関に係る検査マニュアル

- 9 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。令和2年4月1日施行）による民法の一部改正に伴う改正

「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」に、「時効中断効」が「時効の完成猶予」に改正されたことに伴い、用語を修正するための改正を行う。

【該当箇所】

別添 6 農業協同組合検査実施要領例

別添 7 森林組合連合会検査実施要領例

別添 8 水産業協同組合検査実施要領例

別添11 経済事業を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル

別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会に係る検査マニュアル

10 部分検査の適用に係る改正

部分検査について、過去の検査結果等を考慮し、同一検査対象者に連続して適用できるようにする等の改正を行う。

【該当箇所】

本文 第4の1の(2)、別添17 部分検査要領

11 随時検査の実施対象に係る改正

随時検査について、共済事業を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合に対して実施する際の選定基準を追加するための改正を行う。

【該当箇所】

別添18 随時検査要領

12 その他所要の改正（条ズレ、字句修正等）

II 施行時期

令和3年4月1日